

## 声明

2007年 12月 21日

日本共産党岡山市議団

### 政令市移行は時期尚早

#### はじめに

我が党市議団は、この議会で2009年4月の政令指定都市（以下「政令市」）移行にむけての意見書を決議することに時期尚早と判断し、反対をした。

#### （国の動き）

政令市はその指定要件として地方自治法では「政令で指定する50万人以上の市」と規定されているが、法律条項の運用においては「人口100万人程度が期待できる都市」がその要件とされてきた。

しかし2001年8月、国は「市町村合併プラン」に指定要件の緩和をもちこみ、当時の片山総務大臣は参議院本会議で「人口70万人まで」を政令市に指定すると答弁し、これをうけ2005年4月に静岡市が清水市と合併をして政令市に指定された。その後、2006年新支援プランにおいても指定要件の緩和が継続され2006年4月に堺市、2007年4月に新潟市と浜松市が相次いで政令市に移行した。

#### （岡山市の動き）

こういう国の動きを受け、萩原誠司前市長は「政令市は何もいいことはない」との自らの議会答弁をひるがえし、2002年以降「合併して政令市をめざす」と岡山県南政令市構想を提起し周辺市町村との合併をすすめてきた。

その結果、2005年3月22日に御津町・灘崎町と合併、2007年1月22日に建部町・瀬戸町と合併した。この合併の最中に萩原誠司前市長は突然市長を辞任し、衆議院議員選挙に出馬表明し、自らすすめていた「合併・政令市」を無責任にも放り投げた形となった。萩原氏は2区で敗戦したものの当時の小泉首相率いる自民党圧勝のなか、比例で当選した。この辞任騒動をうけての2005年市長選挙で高谷茂男氏が当選、高谷市長は「政令市実現と行財政改革推進」を市政運営の柱としてきた。

#### 1. 地方自治法に定める国勢調査人口は70万人に達していない

高谷市長就任後の国勢調査人口は696,172人と発表された。これはその後合併した建部町、瀬戸町の国勢調査人口を加えた数である。地方自治法第254条では「この法律における人口は、官報で公示された直近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」とある。この規定からすれば、岡山市の政令市移行は拙速と言わざるをえない。なお、市町村の合併の特例に関する法律施行

例によれば「合併関係市町村の人口は合併がおこなわれた日の直近の国勢調査人口はまたは合併期日直前の3月31日の人口のうち多いもの」とある。この法律によれば、新岡山市の人口は695,571人であり、合併支援プランで緩和された人口70万人は達成できていないことになる。

ところが、岡山市は岡山県の毎月流動人口により70万人を突破したと発表し、しゃにむに政令市移行の準備を拙速にすすめている。なお6月26日の70万人突破記念セレモニーは市の推計人口によるものであることが判明した。しかし岡山市は地方自治法にも、市町村の合併特例に関する法律施行例にもない岡山県流動人口調査による最近の人口70万人突破をよりどころとして政令市移行は可能だとしている。しかし総務省との協議はなされていない。

市長は、11月定例岡山市議会に対し、政令市以降後の岡山市行政区画案ならびに岡山県と岡山市の間での事務権限の移譲協定案の説明をおこない、岡山市議会において「政令市推進の意見書」を求め、市議会は可決をした。

## 2. 岡山市民の幸せにつながる政令市に我が党市議団の提案

日本共産党岡山市議団は、本来、政令市は現行地方自治法が認めた制度であり、この制度が大都市で果たしてきた役割りを評価し、賛成すべきものと判断していた。その理由として、住民にもっとも身近な自治体である市が拡充した権限とその執行のために要する財源が確保されることは、市の裁量権が増え、地方分権が前進することになり、市民にとって有意義な市政運営にすることが可能だからである。しかし、移行にあたっては、懸念すべきことも検証しておかなければならない。広島市、千葉市、仙台市などのように政令市移行にあたって、大規模な公共事業をおこない、市財政を悪化させ、市民の生活を圧迫する悪政に転じた例もある。また浜松市のように政令市に移行するにあたり農地の宅地並み課税が回避できない事態が生ずることもある。岡山市は農地の宅地並み課税は行われないが市民の立場からの綿密な検証が必要となる。

そこで我が党市議団は、政令市移行の問題を無理な合併をすすめてきた諸問題と同列に判断するのではなく、合併地区も含めた全岡山市民の幸せに貢献できるように「粗製乱造」にならないようにと主張しその実現をめざしてきた。

その内容は以下の9項目である。

- 1) 県から移譲される事業の内容を詳細に示し、その到達と課題を明確にすること。
- 2) 区役所の位置と数について、3区だけでなく、4区、6区も問題点と課題を明確にすること。区役所は大区役所制を採用すること。区役所、支所、出張所をはじめとする市民サービス網の全体像をしめすこと。東福社区及び南福社区の不公平な行政サービスの不足を是正するため、区役所を設置すること。従来の支所等を残し、市民サービスを低下させないこと。

- 3) 国道、県道の管理は、都市整備局として統一した判断と執行体制を確保するため土木事務所ないし、その機能をもった産業建設部門を適切に配置すること。
  - 4) 農業都市である岡山市の農業委員会は区ごとに設置すること。
  - 5) 教員の任免権が子どもたちにとってどういうメリットとなるかデメリットになるかを明らかにすること。
  - 6) 財政シミュレーションを示し、大規模投資の抜本の見直しをすること。単県事業費等の復元を県に求めること。
  - 7) 政令市移行により増大する事務にみあう職員の数と質を確保すること。そのため、市職員の3年採用凍結を解除すること。
  - 8) 児童相談所は365日対応の児童虐待対応、緊急一時保護体制実施のための専門職員の確保と適切なグラウンドの確保など必要かつ十分な施設、体制の整備が求められる。同じく移譲される、身体障害者更正相談所、精神保健福祉センターの設置と体制確保も必要である。また軽度発達障害児・者対応の発達相談、判定、療育、生涯支援のできる発達支援センター機能をもつこと。この内容で実施機能と体制を明示すること。
  - 9) 市民説明会を中学校区ごとにおこなうこと
- 以上の課題をきっかけ、市民の総意がえられないならば2009年4月の政令市移行を強行しないように奮闘してきた。

### 3. 行政区割りは「中央区」の4区が妥当。

#### 人的体制等不明確のまま「政令市」移行は認められない

- 11月定例岡山市議会における質問と答弁を踏まえ、今日の時点での政令市移行問題での到達点を明らかにするとともに、我が党市議団の態度を明らかにしておきたい。
- 1) 政令市移行にかかる人口要件を現在では満たしているとはいいいがたい。
  - 2) 岡山県から移譲される1,387項目の内容で単県69事業の事務移譲の財源措置などは問題を残すもののおおむね了とされる。
  - 3) 高谷市長が提案した3区案には区役所位置の問題等住民合意が得られていない。対案につき、我が党市議団を除く諸党派の調整により、旭川東部を2分割した4区案が協議され、12月19日に市議会議長により対案が提示された。しかし、我が党市議団は歴史的経過も踏まえ、東福社区と中央福社区を一つにした中央区を設置した4区案がより合理性があると考え、これに賛成できない。
  - 4) 国・県道の管理移管にかかる支所の産業建設部門の件に関しては災害対策にも配慮を要するとしてわが党市議団は土木事務所、ないし区役所における産業建設部門の集約化を提唱した。しかし現支所(新合併4町と西大寺を除く)における産業建設部門を現状維持する要望が強く引き続き検討を要する課題と考える。

- 5) 農業委員会の区ごと設置はまだ結論を得ていないが、おおむねその方向で検討がすすめられている。
- 6) 教員の任免権移譲による現場教師の不安は当分の間、縣市協同でおこなうという結論により解消された。今後のさらなる教育内容の改善を要望したい。
- 7) 国・県道の管理移管における県債の引き受けはおおむね7年間分であり、評価に値する。また宝くじの配分金を県全体の35.6%、約17億円としたことも妥当である。ただし、この時点でも財政シミュレーションが示されていないのは問題である。大規模投資は市起債発行限度額を年150億円以内と定め財政健全化に務めていることは評価するが土地開発公社などいまだ問題を多く残していることも事実である。尚一層の努力が必要である。  
今後「政令市になれば市民の暮らしがよくなる」という姿をしめすとともに早急なる長期的財政シミュレーションを示すよう求める。その際政令市移行後の起債発行限度額を年200億円以内とすることを強く要望する。
- 8) 1,387項目の事務権限が県から移譲されることとなったが、その実務を保障し市民の暮らしを前進させる人的体制の保障は不十分である。専門職以外の人的体制はあいまいであり今のままでの政令市移行を認めると将来に禍根を残すと考えられる。予想される岡山市職員の退職予定者は07年度が332人、08年度は273人、09年度は238人で合計843人である。しかるに、高谷市長は3年採用凍結を推進し限られた専門職以外は採用しないとしているがこの措置は将来の岡山市の人事構成に重大な欠陥をもたらすばかりでなく、政令市移行に伴う職員を約150人(職員の出向、身分移管、若干の市職員採用)程度採用したとしても、政令市移行にかかわる1,387項目もの事務権限を遂行する人的保障は現時点では不十分と判断される。よって我が党市議団は少しでも体制が確保されるよう3年採用凍結解除及び政令市移行にかかわる実務保障ができるよう引き続き奮闘する。
- 9) 児童相談所等の人的体制はおおむね了解できる準備状況と判断される。
- 10) 市民説明会は中学校区ごとにおこなわれなかったものの、市民の要望に応じ職員が出向いて行う「出前説明会」をおこなわせた。今後とも市民に対し丁寧な説明会を開催するよう求める。

以上が、我が党市議団が提案・提唱し、奮闘してきた政令指定都市移行にかかる到達点である。今日の到達状況を踏まえるならば、我が党市議団は人口要件、行政区割り及び人的体制保障が不備・未確定のまま、現時点での政令指定都市移行は時期尚早であり、認めるわけにはいかないと判断する。